ガンバルあなたを応援します。

シルクシニア

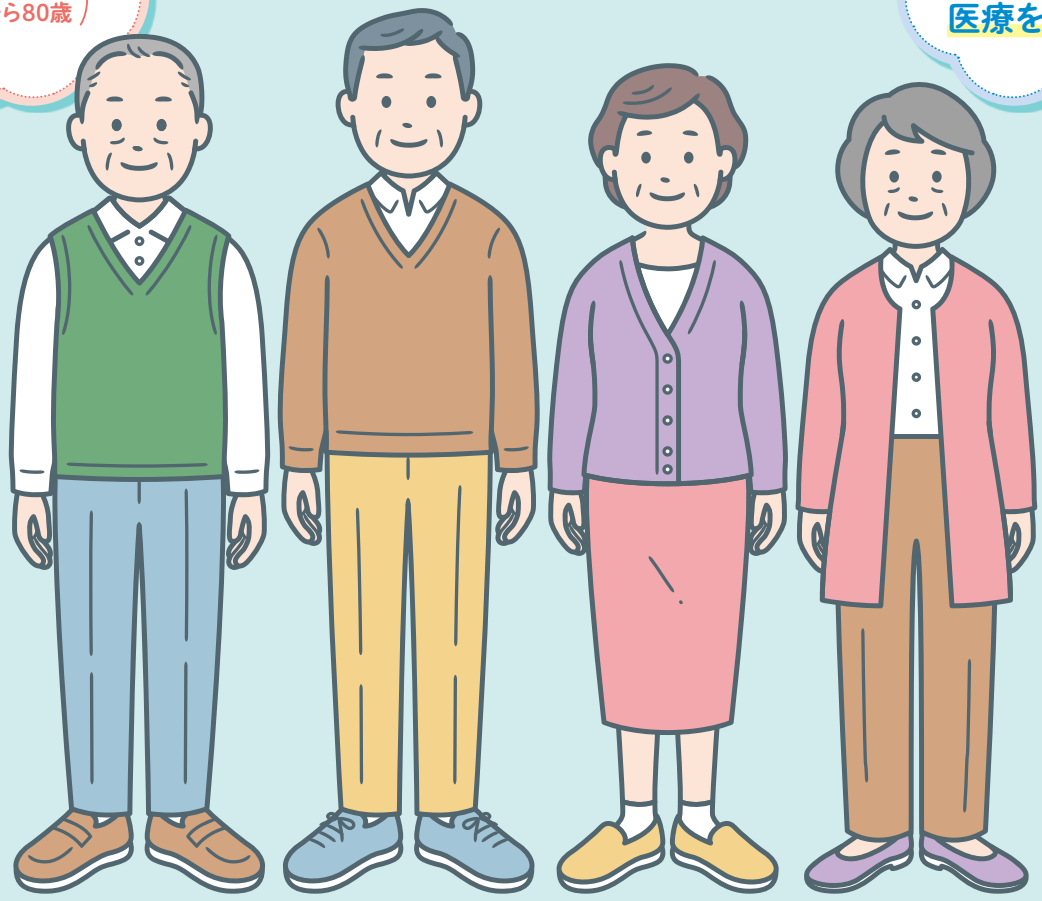
生命医療共済（シニア選択緩和型）

85歳まで継続保障！
（新規加入は55歳から80歳）

年齢・性別問わず一律掛金！
（月額3,200円）

緩和型健康告知の採用！
（４項目の告知です）

がんによる入院保障とがん先進医療を保障！



もしもの時の、頼れる味方。

健やかで安心した未来のために
ぐんま共済協同組合
ぐんまで生まれ ぐんまで育った ぐんまの人の ぐんま共済

シルクシニアの保障内容

入院・がん・先進医療・死亡まで、幅広く保障します。

85歳まで継続保障！（新規加入は55歳～80歳）

年齢・性別に関係なく
月額3,200円で安心をお届けします。



こんな時にお役に立ちます。

入院したとき



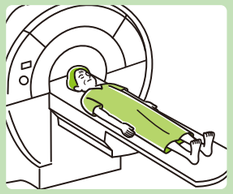
入院給付金を
お支払いします。

がんで入院したとき



がん入院給付金を
お支払いします。

がん先進医療を受けたとき



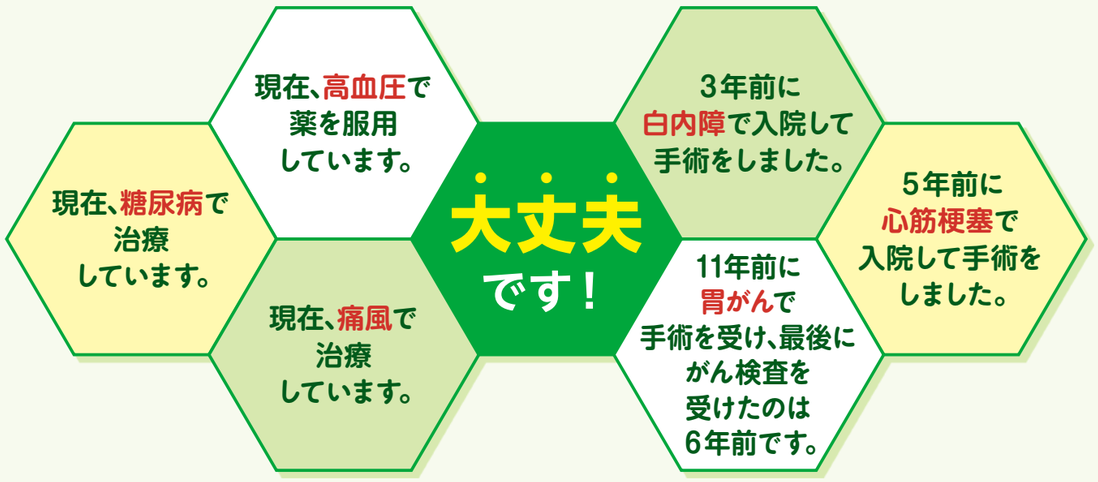
がん先進医療給付金を
お支払いします。

お亡くなりになったとき



死亡弔慰金を
お支払いします。

こんな疾病をお持ちの方もご加入できます。



※あくまでもご参考例ですので、詳細につきましては共済代理店または、ぐんま共済にお問い合わせください。

保障内容

共済掛金：月額 3,200円

▶ 入院（病気・ケガ）の場合

共済金の種類	保障年齢区分	第1区分（55歳以上65歳未満）	第2区分（65歳以上75歳未満）	第3区分（75歳以上85歳）	全共済期間通算の限度
入院給付金	初期入院日額（6日まで）	5,000円	4,000円	3,000円	支払日数として500日
	継続入院日額（7日目以降）	3,500円	2,500円	1,500円	

＋

▶ がんによる入院の場合

がん入院給付金	初期入院日額（6日まで）	5,000円	4,000円	3,000円	支払日数として500日
	継続入院日額（7日目以降）	3,500円	2,500円	1,500円	

＋

がん先進医療給付金（実費給付）	1共済期間中500万円	1共済期間中400万円	1共済期間中300万円	支払金額として1,000万円

死亡弔慰金（一律給付）	30万円	10万円	3万円

※保障年齢区分をまたいでのご入院の場合は、前の保障年齢区分の共済金額でお支払いします。
※共済金のお支払いにあたってのご注意
① 継続入院の日数は、初期入院と合算して50日を限度とします。
② 入院給付金・がん入院給付金の支払い日数は、全共済期間を通じて、500日を限度とします。
③ がん先進医療給付金の支払いは、全共済期間を通じて、1,000万円を限度とします。
④ 主契約の給付金・死亡弔慰金の支払いについては、免責期間または削減期間があります。
※1回の入院の定義
① 入院給付金・がん入院給付金のお支払い対象となる入院の退院日翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因または直接の関係がある原因により被共済者が入院したとき。
② 入院給付金が支払われることとなる入院期間中に、その入院と異なる原因による入院治療の期間が開始したとき。
③ がん入院給付金が支払われることとなる入院期間中に、その入院と異なる原因の悪性新生物の入院治療の期間が開始したとき。

もっと安心をプラス！

シニアプラス
（継続入院増額給付特約）

月額 1,300円で
長期入院への安心を
プラス！



長引く入院への備えを、さらに手厚く。

シルクシニアの保障に加え、継続入院時の給付を充実させる特約です。
入院が長引いた場合の経済的な負担を軽減し、安心して治療に専念できるようサポートします。

特長 1

7日目以降の入院給付金を上乗せ！

継続入院が7日目以降となった場合、主契約の入院給付金に加えて、1日あたり1,500円をお支払いします。



がんによる継続入院の場合も同様に保障！

主契約の入院給付金	＋	シニアプラスの上乗せ給付金	＝	合　計
3,500円/日		1,500円/日		5,000円/日

（例）第1区分の場合

特長 2

60日を超える長期入院に一時金！

入院日数が60日を超えた場合、長期入院給付金を一時金としてお支払いします。

長期化する治療や療養生活による経済的負担に備えられます。



長期入院給付金（一律給付）	
保障年齢区分	給付金額
第1区分（55歳以上65歳未満）	50,000円
第2区分（65歳以上75歳未満）	40,000円
第3区分（75歳以上85歳）	15,000円

【健康告知項目（特約中途付帯専用）】 次の項目に該当しない方がお申し込みいただけます。

①**最近3か月以内**に、医師から検査※1)・入院・手術※2)・放射線治療・先進医療による療養のいずれかをすすめられたことがありますか。

②**過去1年以内**に、入院したこと、または手術※2)・放射線治療・先進医療による療養のいずれかを受けたことがありますか。

③**過去1年以内**に、がん（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫および上皮内がんを含みます。）・肝硬変・慢性肝炎で医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがありますか。

※1)「検査」とは、健康診断・人間ドックまたは医療機関を受診した結果、診断確定のためにすすめられた再検査または精密検査をいいます。
※2)「手術」には、内視鏡手術・レーザー手術なども含みます。

7日目以降の継続入院をサポート（1日あたり）

▶ 入院（病気・ケガ）の場合

保障年齢区分	第1区分（55歳以上65歳未満）	第2区分（65歳以上75歳未満）	第3区分（75歳以上85歳）
主契約の入院給付金	3,500円	2,500円	1,500円
シニアプラスの上乗せ給付金	1,500円	1,500円	1,500円
合計（1日あたり）	5,000円	4,000円	3,000円

▶ がんによる入院の場合

保障年齢区分	第1区分（55歳以上65歳未満）	第2区分（65歳以上75歳未満）	第3区分（75歳以上85歳）
主契約の入院給付金	3,500円	2,500円	1,500円
シニアプラスの上乗せ給付金	1,500円	1,500円	1,500円
合計（1日あたり）	5,000円	4,000円	3,000円

⚠ お支払いの限度　1回の入院につき**最長50日分まで**

※同一の原因または直接の関係がある原因による継続入院が対象となります。

60日を超える長期入院に一時金をお支払い

長期入院給付金（一律給付）	
保障年齢区分	給付金額
第1区分（55歳以上65歳未満）	50,000円
第2区分（65歳以上75歳未満）	40,000円
第3区分（75歳以上85歳）	15,000円

＋

がん長期入院給付金（一律給付）	
保障年齢区分	給付金額
第1区分（55歳以上65歳未満）	50,000円
第2区分（65歳以上75歳未満）	40,000円
第3区分（75歳以上85歳）	15,000円

※特約給付金の支払いについては、免責期間または削減期間があります。
※保障内容の詳細、支払事由・支払限度等については、必ず「重要事項説明（契約概要）」等をご確認ください。

▶ご加入にあたって

シルクシニアは、簡単な健康状態の告知によりご加入いただけます。
下記の４つの項目のいずれにも該当しない場合にお申込みいただけます。

健康告知の4項目

1 

今までに、公的介護保険制度の**要介護または要支援の認定**を受けたことがありますか。 ▶ **いいえ** 該当しません

2 

最近**３か月以内**に、医師から検査※1)・入院・手術※2)・放射線治療・先進医療による療養のいずれかをすすめられたことがありますか。 ▶ **いいえ** 該当しません

3 

過去２年以内に、入院したこと、または手術※2)・放射線治療・先進医療による療養のいずれかを受けたことがありますか。 ▶ **いいえ** 該当しません

4 

過去５年以内に、**がん**（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫および上皮内がんを含みます。)・肝硬変・慢性肝炎で医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがありますか。 ▶ **いいえ** 該当しません

※1)「検査」とは、健康診断・人間ドックまたは医療機関を受診した結果、診断確定のためにすすめられた再検査または精密検査をいいます。
※2)「手術」には、内視鏡手術・レーザー手術なども含みます。

▶保障の開始・共済金免責期間・共済金削減期間等

初年度責任開始日（申込日の翌月１日）

		1～180日目	181日目以降	
主契約	入院給付金 死亡弔慰金	50%の保障	100%の保障	初年度責任開始日から180日目までの入院および付帯する特約または死亡は、支払金額の50%の給付となります。
特約	継続入院追加給付金 長期入院給付金			
主契約	がん入院給付金 がん先進医療給付金	免責期間	100%の保障	初年度責任開始日から180日目までに開始したがん入院および付帯する特約またはがん先進医療は、お支払の対象外です。
特約	がん継続入院追加給付金 がん長期入院給付金			

重要事項説明

重要事項説明は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を掲載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただいたうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては『生命医療共済（シニア選択緩和型）普通共済約款［10］』（以下普通共済約款という。）および『生命医療共済（シニア選択緩和型）継続入院増額給付特約』をご参照ください。

契約概要

商品の仕組み

(1) 被共済者（保障を受けられる方）が、一定の、り患歴を有する方にも加入いただけるよう、簡易的な健康告知（４項目）を採用しております。
(2) 初年度責任開始日以降に、交通事故・傷害または疾病の治療を目的とした入院または死亡、がん先進医療による治療を受けた場合に共済金をお支払いします。

共済契約者の範囲

ぐんま共済協同組合（以下、当組合という。）の組合員または当組合が一定の範囲内で認める組合員以外の者とします。

共済期間

この商品の共済期間は、初年度責任開始日当日の午前零時から翌年の責任開始応当日の午前零時までの１年間とします。ご契約者から満期日の２週間前までに特にお申し出がない限り、契約は毎年自動的に更新されます。

ただし、被共済者の年齢が、85歳の誕生月の末日をもって契約は消滅となります。

引受条件

この商品の引受は、被共済者１人あたり１口のみとします。

なお、１被共済者あたりの引受は、１口を超える契約は引き受けできません。被共済者に重複契約が認められた場合は、初年度責任開始日の最も古い契約を存続させ他は無効とし無効になる契約についての共済掛金はすべて返戻いたします。

共済掛金

この商品の共済掛金は被共済者１人につき、性別・年齢にかかわらず、月額一律3,200円（年額38,400円）、継続入院増額給付特約は、月額一律1,300円（年額15,600円）となります。主契約＋特約で月額4,500円（年額54,000円）となります。

共済掛金の払込方法

(1) この商品の共済掛金の払込方法は、口座振替による年12回の分割払いとし、ご契約時にご指定いただく金融機関の口座から、口座振替により払込みいただきます。
(2) 初回共済掛金の振替を初年度責任開始月（申込日翌月）の17日（金融機関が休日の場合には翌営業日。以下同じ。）に行い、以後、毎月17日が振替日となります。

満期返戻金・契約者配当金・契約者割戻しについて

この商品には、満期返戻金、契約者配当金および契約者割戻しはありません。

解約返戻金について

ご契約の解約に際しては、『注意喚起情報』の「解約と解約返戻金について」をご参照ください。

注意喚起情報

共同共済方式の採用

この共済商品については当組合と中小企業福祉共済協同組合連合会（以下、中済連という。）が共同して事業を行っているため、両者は連帯して共済契約上の責任を負います。ただし、ご契約の申込みその他の共済契約に関する行為については、当組合が行います。また、万一、当組合が当事者の地位を失った場合は、中済連が共済責任の保障を継続します。

クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回）について

この共済商品は、共済期間が１年以下のご契約となりますので、クーリングオフ制度の対象外となっております。あらかじめご了承ください。

告知義務・通知義務について

1 共済契約締結時における注意事項（告知義務等）

(1) 共済契約者・被共済者には、ご契約時に当組合が質問事項として求めた危険（支払事由の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項（告知事項）について事実を告げる義務（告知義務）があります。告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、または事実と異なることを告げた場合は、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。告知事項は、所定の書面で告知を求めた事項について、その書面によって事実を告知しなければなりません。事実をありのまま正確にご記入ください。
(2) 告知受領権（いただいた告知でご契約を承諾する権利）は、当組合にあります。共済募集人（共済代理店）には告知受領権がなく、共済募集人に口頭でお話されても告知をいただいたことにはなりません。あらかじめご了承ください。
(3) 共済金受取人を被共済者および被共済者の相続人以外（共済契約者に限ります。）を指定する場合は、必ず被共済者の同意を得てください。

2 共済契約締結後における注意事項（通知義務等）

(1) この商品について、通知義務（ご契約時に告知していただいた項目のうち、危険に関する重要な項目が変更となり共済掛金に変動が生じる場合に通知する義務）はありません。
(2) 共済契約者・被共済者の住所、改姓等、契約申込書記載時の内容に変更が生じた場合はすみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。

保障の開始時期（責任の開始）について

保障の開始は、『契約概要』の「共済掛金の払込方法」により行われ、申込書記載の責任開始日より保障を開始します。

共済金をお支払いできない主な場合について

この商品については、共済金をお支払いできない代表的な事例を記載します。全てではありませんので、詳細につきましては、『普通共済約款』に記載していますのでご確認ください。

1 主な免責事由等

- □ 被共済者の自殺行為（自殺行為による死亡は、初年度責任開始日から１年間を免責とします。）
- □ 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失
- □ 被共済者の犯罪行為
- □ 被共済者の精神障害を原因とする事故
- □ 被共済者の泥酔の状態を原因とする事故
- □ 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- □ 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- □ 被共済者の薬物またはアルコール依存
- □ 頸部症候群または腰痛でいずれも医師による他覚的な所見のないもの
- □ 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
- □ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によって生じた事故
- □ 初年度責任開始日の180日以内に開始した「がん治療のための入院」（がん入院給付金）
- □ 初年度責任開始日の180日以内に開始した「がん先進医療による療養」（がん先進医療給付金）

※特約に加入する際の健康告知の日から特約の初年度責任開始日の前日までの間に「開始した」入院および「医師からすすめられた」入院に対しては、特約給付金をお支払いできません。
※主契約および特約について、初年度責任開始日から180日以内の入院については削減期間となり、給付額の50%となります。

注意喚起情報

2 告知義務違反による解除

告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、または事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除し共済金をお支払いしないことがあります。

3 重大な事由による解除

次の場合は、ご契約を解除し共済金をお支払いしないことがあります。

- 当組合に共済金を支払わせることを目的として給付事由を生じさせ、または生じさせようとしたとき
- 共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたとき
- 暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたこと、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき
- 上記のほか、これらと同程度に信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき

共済掛金の払込猶予期間等の取扱いについて

1 新規契約時の初回分割掛金の口座振替が不能の場合、猶予期間を設けません。

2 新規契約時の初回分割掛金の口座振替以後の分割共済掛金の払込で、口座振替が不能の場合、翌月に行われる口座振替で前月分分割共済掛金と当月分分割共済掛金の２か月分の分割共済掛金を払込むものとします。また、２か月分の口座振替が不能の場合、同様に翌月に３か月分の分割共済掛金を口座振替により行います。

３回目の口座振替が不能の場合、共済契約は解除となり、最初の払込不能月の前月末日にさかのぼり効力を失うものとします。

解約と解約返戻金について

1 共済契約者は、当組合の定める手続きにより、いつでも、将来に向かって、この共済契約を解除することができます。

2 この商品に解約返戻金はありません。

苦情処理措置および紛争解決措置について

組合では、組合員・ご利用者さまからの相談・苦情を真摯に受け止め、以下の態勢を整備して対応に当たっておりますが、苦情などのお申し出につきましては、当組合で解決がつかない場合には、下記の中立的な第三者機関へ紛争解決の申し立てを行うことができます。第三者機関は、下記の弁護士会の紛争解決センター・仲裁センター(以下、センター)となっております。ご相談ください。

※プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人さまよりお願いいたします。

その他ご注意いただきたいこと

- お届けする共済契約証書は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご契約いただいている内容に変更が生じましたら、すみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。
- 共済期間満了の日より２週間前までに、共済契約者から特にご通知のない限り、ご契約は更新継続といたします。
- 共済金支払いの事由に該当した場合は、すみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。詳しいご案内をいたします。
- 共済金をご請求する権利は、共済金請求の権利が発生した日の翌日からその日を含めて３年を経過したときに消滅します。
- 当組合は、共済金請求に必要な書類をご提出いただいてから、その日を含めて30日以内に共済金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて共済金をお支払いします。

ぐんま共済協同組合　住所：前橋市石倉町4-9-10

ご連絡先　TEL：027-254-5711

受付時間　9:00～17:00(月～金)但し、祝日を除きます。

東京弁護士会　紛争解決センター

TEL 03-3581-0031
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館６階

受付時間　9:30～12:00
13:00～16:00　(月～金)

第一東京弁護士会　仲裁センター

TEL 03-3595-8588
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館11階

受付時間　10:00～12:00
13:00～16:00　(月～金)

第二東京弁護士会　仲裁センター

TEL 03-3581-2249
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館９階

受付時間　9:30～12:00
13:00～17:00　(月～金)

(祝日および12月29日～1月3日は除きます。)

上記の「センター」に紛争解決を依頼した場合、あっせん・仲裁の申立手数料およびセンターでの話し合いの都度発生する期日手数料は、当組合で負担いたしますが、お客さまのセンターまでの交通費等および紛争解決後に仲裁人等が定めたお客さま負担分の成立手数料は、お客さまの負担となりますのでご了承願います。

※このパンフレットは、「生命医療共済（シニア選択緩和型）」の概要を説明したものです。詳細につきましては、「生命医療共済（シニア選択緩和型）」のご契約のしおり等を必ずお読みいただき、内容をご確認の上でご契約ください。

共済代理店

引受共済組合

健やかで安心した未来のために
ぐんま共済協同組合
ぐんまで生まれ ぐんまで育った ぐんまの人の ぐんま共済

◀ホームページ
https://www.gunma-kyosai.or.jp/

本　　部　前橋市石倉町4-9-10　TEL 027-254-5711
前橋支店　前橋市石倉町4-9-10　TEL 027-254-2755
高崎支店　高崎市問屋町2-7-8　TEL 027-362-1899
太田支店　太田市浜町3-6　TEL 0276-46-9596

共同事業者　中小企業福祉共済協同組合連合会